

## 教育・保育施設等認可・確認専門部会の委員について

### 1. 認可・確認等専門部会の概要

子ども・子育て関連3法の施行に伴い、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可等に際しては児童福祉審議会の、幼保連携型認定こども園の認可等に際しては認定こども園法に基づく合議制機関の、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の設定（確認）等に際しては子ども・子育て支援法に基づく合議制機関の意見を聴取することとされている。

本市においては、これらを福岡市子ども・子育て審議会の所掌事務としているが、認可申請や確認申請等に対しては迅速な対応が求められるため、少人数の専門的な委員で構成する教育・保育施設等認可・確認専門部会を設置し対応するもの。

#### 【所管事項】

- ①家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可等に関すること（児童福祉法）
- ②保育所の認可、事業の停止等に関すること（児童福祉法）
- ③幼保連携型認定こども園の認可、事業の停止等に関すること（認定こども園法）
- ④特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の設定（確認）等に関すること（子ども・子育て支援法）

### 2. 専門部会の委員（事務局案）

※順不同

氏名	役職等	備考
尾花雄路 委員	福岡女子短期大学保育学科教授	
谷口芳満 委員	福岡市社会福祉協議会常務理事	
森住勝子 委員	福岡市民生委員児童委員協議会副会長	
笠原正洋 委員	中村学園大学教育学部教授	臨時委員
城田知子 委員	中村学園大学名誉教授	臨時委員
升永清朗 委員	公認会計士	臨時委員
森田さゆり 委員	福岡県保育協会保育士会副会長	臨時委員

## 【参考】関係法令

### 福岡市こども・子育て審議会条例（抜粋）

（専門部会）

第7条 審議会に、専門の事項に係る市長の諮問に答えるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の決議は、審議会の決議とみなす。

### 福岡市こども・子育て審議会条例施行規則（抜粋）

（専門部会）

第3条 審議会は、条例第7条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項に係る市長の諮問に答えるものとする。

(1) 処遇困難事例等専門部会 児童福祉施設への入所等の措置の決定及び解除等に関する事項

(2) 権利擁護等専門部会 児童養護施設等入所児童の権利擁護に関する事項及び児童虐待による死亡事例等の検証

(3) 教育・保育施設等認可・確認専門部会 保育所、家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園に係る認可等に関する事項並びに特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項

（専門部会の委員）

第4条 前条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）は、審議会の委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門部会の委員は、委員長が審議会に諮って指名する。

（部会長及び副部会長）

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、専門部会の委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門部会の会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、特に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めることができる。

3 専門部会の委員は、自己に直接利害関係がある事件については、その議決に加わることができない。

4 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

### 児童福祉法（抜粋）

第34条の15 略

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 略

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第35条 1～3 略

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5 略

6 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第46条 1～3 略

4 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第45条第1項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法） （抜粋）

（設置等の認可）

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～6 略

（事業停止命令）

第21条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(1)～(3) 略

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取り消し）

第22条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくは条令の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第17条第1項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取り消しをしようとするときは、あらかじめ第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の期間）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

## 子ども・子育て支援法（抜粋）

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長

が行う。

(1)～(3) 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 略

(特定地域型保育事業者の確認)

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（略）を定めて、市町村長が行う。

2 略

3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 略

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第 2 項に規定する事項を処理すること。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第 7 項に規定する事項を処理すること。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2～5 略